

預金口座振替依頼書約款（金融機関に対しての約款です。）

1. 私が支払うべき料金等について貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書に記載された金額を預金口座から引き落としの上お支払ください。尚、振替日が変更された場合には、請求書に記載された日を持って処理されても差し支えありません。
2. 預金の引落としにあたっては、当座勘定約定書または預金規定に関わらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません
3. 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書を返却されても差し支えありません。
4. 貴行の都合により、振替日の前営業日または前々営業日に預金口座から引落されても差し支えありません。
5. この契約は、貴行が必要と認めた場合には私に通知することなく、解除されても異議はありません。
6. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行にはご迷惑をかけません。
7. 領収書は預金通帳への記帳により省略して差し支えありません。但し、必要とするときは TVT に申し出ます。